

# どりいむ倶楽部



Vol.6

平成 27 年  
1 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。  
でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。  
「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

## 日光江戸村の未来に乾杯

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーター (TBS系列  
ビビット!) とマルチに活躍する松江仁美  
弁護士が、「今」伝えたいことは……。



あけましておめでとうございます。本年も宜しく申し上げます。  
さて、この写真は、昨年11月に、家族で日光江戸村に行ってきたときの  
ものです。我が家は、ずっと昔から、日光江戸村の大ファンで、家族旅行  
と言えば、ハワイか、江戸村かどちらかというのが定番になっております。

江戸村はこれまで何度かの危機を乗り越えてきました。一時は時代劇  
離れによるお客の減少で、閑古鳥が鳴きました。そのころ、目玉商品で  
ある「お白州劇場」(遠山の金さんのお話です)に観客が、なんとうちの  
家族4人だけということがあったことさえありました。経営危機による  
閉村の噂も流れ、必死で応援したことを覚えております。それが、海外  
の観光客を呼び込むことに成功し、大成功をしましたが、東日本大震災  
で、海外の観光客を中心に客足がどっと遠のき、またまた心配な状況に  
なりました。

しかし、江戸村は不滅です。震災後もがんばって客足を取り戻し、  
我が家は、一昨年、昨年と、行ってきましたが、順調に客足も増えて  
おり、「お白州劇場」の話も時代劇をよく知らない人にもわかり  
やすく工夫が凝らされ、ずっとおもしろくなりました。なにより入っ  
てすぐの「変身処」が充実し、写真のような変身を、誰でも簡単に  
できるようになりました。村のあちこちに、時代劇のままの格好の  
スタッフに混じって、かなりの数のお客さん達がこういった扮装で、

うろろろしています。まさに「江戸ワンダーランド」です。

今年の我が家の感想は、口々に、「もう江戸村は大丈夫だね」  
でした。ほとんど身内の発言……。江戸村の未来に乾杯!



# 理聖の部屋

「これって、法律的にどうなの?」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバッと解説。それが、「理聖の部屋」です。

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです!

## 『特許侵害とは何ぞや!?!』

新年あけましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。さて、正月と言えば、やはりお餅ですね! ついつい食べ過ぎてしまって体重計が怖い、なんていうのも風物詩です。

今回は、お餅つながりということで、越後製菓とサトウ食品との間で起きた「サトウの切り餅」訴訟を簡単にご紹介しようと思います。

この訴訟は、切り餅をきれいに焼くための切り込みをめぐる特許侵害の裁判で、越後製菓が従前有していた餅の切れ込みに関する特許技術をサトウの切り餅が無断で使っているのではないのかが問題となりました。

## そもそも「特許」とは?

ところで、そもそも、「特許」とは何なのでしょう?

特許とは、有用な発明をなした発明者またはその承継人に対し、その発明の公開の代償として、一定期間、その発明を独占的に使用しうる権利を国が付与するものです。産業上利用することができる発明をした者は、その発明について特許を受けることができ(特許法29条)、特許が侵害された場合には、その侵害の停止又は予防を請求できるものとされています(法100条)。また、侵害がされた場合には損害賠償も請求することができます(法102条参照)。このような特許制度は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的として設けられたものとされます(法1条)。つまり、発明者を保護するとともに、発明を公開させ、産業の発展を図ろうとするための仕組みが特許制度なのです。

## 特許侵害かどうかの判断は難しい

サトウの切り餅事件に話を戻しますと、越後製菓は、簡単に言えば側面を一周して1本の切り込みを入れるという特許を持っていました。サトウの切り餅では、側面だけではなく上の面や下の面にも切り込みが入っており、これは別の技術だと主張がされたのです。

平成23年訴訟の第一審、東京地裁は、サトウ餅は越後特許の技術的範囲に属さない(特許侵害なし)と判断しましたが、その控訴審において知財高裁は東京地裁の判決を覆し、特許侵害を認め、15億円近い賠償請求が認められ、最高裁で確定しました。また、その後平成27年にも同様の訴訟が提起され、越後製菓の主張が認められています。このように裁判所でも判断が左右するわけですから、特許侵害にあたるかどうかの判断は極めて難しいものと言えますね。

ところで、お餅と言えば、事務所の新年会で餅つきをするようです。新年会はどなたでも歓迎しておりますので、切れ込みのない出来立てのお餅を食べに、是非お立ち寄りいただければと思います。

弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。  
その多角的思考を法解釈に活かしている。



## だいすけ 大輔の“ここ”が大好き!



弁護士 氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

今年の冬は暖冬になると言われていましたが、この「暖冬」、一体どんな基準で「暖」かいと言っているのかというと、気象庁の基準では、12月から2月の平均気温が平年(1981年から2010年の平均)に比べて0.5以上高いかどうかで判断するのだそうです。

つまり3か月間の平均気温が、さらに過去30年間の同じ時期の平均気温に比べて高いかどうかという話なので、「暖冬」とは直接何か体感できるようなものではないのでしょうか。

ただ、そうは言いつつも、あくまで感覚ですが、昔に比べて「すごく寒い日」が減った代わりに「冬の割には暖かい日」が増えているような気はします。

温暖化の影響が分かりませんが、日本の四季は確実に変わりつつあります。



顧問弁護士

## 松江 頼篤

当事務所きってのベテラン  
弁護士。しかし、音楽や山歩き  
が大好きで少年の心は忘れず。

## ベトナム

昨年11月下旬にベトナムのホーチミン市に  
仕事で4日間ほど行ってきました。

ホーチミン市はベトナムの南のほうで気温  
が30度以上あり、東京を発つときはすでに  
肌寒く、着る物の調整に苦労しました。市内は  
バイクがかなりの台数走っており、逆走や無理  
矢理の左折・右折等、日本人から見ると無秩序  
状態に見えますが、走っている人々はある法則  
に従って走っているようにも見えました。仕事  
で接したベトナムの人達は真面目な印象を受け  
ました。仕事上の様々な事務の管理もきちんと  
していました。女性が多い仕事場でしたが男性

も真面目な印象でした。ホーチミン市郊外の  
新しくできた工業団地にも行きましたが、まだ  
ほとんど空き地が広がっている中で、異様に  
立派な州政府の建物だけが目立っていました。  
以前見た中国の地方都市にも同じような光景  
がありました。



## 涼子の良好キッチン



あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
お正月はいかがでしたでしょうか。クリスマス、忘年会、大晦日と続い  
た後に、お正月におせち料理やおもちなどごちそうを食べすぎて、胃腸  
が疲れたという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、余った  
おもちを使った胃腸に優しい簡単スープをご紹介します。

ごま油でねぎ、しいたけを炒め、チキンスープとお酒を加えて少し煮て、  
豆乳を入れ、塩、こしょう、お醤油で味をつけます。そこに、焼いたおもちを  
加えて温め、最後に刻んだ細ねぎをのせます。お好みで、えのきなどの他の  
キノコを入れても、ラー油をかけても、おいしくいただけると思います。

その他、七草粥などをいただいて、胃腸をいたわり、本年も健康に留意  
して元気に過ごしていきましょう！



美味しく身体をいたわって、本年も健康に過ぎましょう♪



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して8年目  
の三好弁護士が、みなさんに  
オススメしたいとっておきの  
一品をご紹介します！

## Pick up News

来る1月22日、今年一年の健やかなる始まりと、皆様の更なるご活躍を祈念し、新年会を開催  
いたします！ 事務所一同、みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げます。

～2016年 どりいむ新年会～  
1月22日(金) 19:00～ 当事務所3階道場にて

弁護士法人 淡路町ドリーム

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル 3F 4F・受付8F

受付時間：平日：8:00～21:00、土日・祝：9:00～18:00 TEL：03-3255-1090

